

規 則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七九〇」を「八一〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。